



標準作成の手引：2013

2014年3月

一般社団法人 日本原子力学会

まえがき

この手引は、標準策定のために日本原子力学会標準委員会が制定したものです。

この手引は、**JIS Z 8301:2000** を参考として 2000 年に制定されました。その後、2010 年に 2005 年及び 2008 年の **JIS Z 8301** 改正に伴い、第 1 回の改定を行い、2013 年に社団法人日本原子力学会から一般社団法人日本原子力学会に移行したこと等を反映して第 2 回の改定を行い、引き続き第 3 回の改定を行いました。

改定履歴

- ・ 2000.08.30 制定
- ・ 2010.3.12 第 1 回改定 (暫定)
- ・ 2010.6.10 第 1 回改定
- ・ 2013.9.20 第 2 回改定
- ・ 2014. 3.14 第 3 回改定

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 標準策定の基本原則	2
4.1 一般事項	2
4.2 配慮すべき事項	2
4.3 標準原案の作成手順	3
4.4 表及び図の利用	3
4.5 標準の審査	3
5 基本的要求事項	3
5.1 実行可能であること	3
5.2 具体的かつ明確であること	3
5.3 必要以上に厳しい要求としないこと	3
5.4 技術的に正確であること	3
5.5 完備すること	3
5.6 分かりやすい表現とすること	3
5.7 整合を図ること	3
5.8 広すぎないこと	3
6 標準の構成	4
6.1 構成	4
6.2 附属書	4
7 標準の記載要領	4
7.1 一般事項	4
7.2 参考的前付け要素	4
7.3 一般的規定要素	5
7.4 技術的規定要素	6
7.5 参考的補足要素	7
7.6 共通の規則及び要素	7
7.7 解説	8
8 標準発行上の配慮事項	8
8.1 関係組織	8
8.2 合意の原則	8
8.3 商業上の配慮	9

8.4 著作権を有する資料の利用	9
8.5 特許権を有する項目の参照	9
附属書 A (規定) 標準作成時の留意事項序文	10
附属書 B (規定) 表紙の書式	12
附属書 C (規定) 定型文	14
附属書 D (規定) 委員名簿の作成方法	17
附属書 E (規定) 解説のまとめ方	19
附属書 F (規定) 参考文献の記載要領	20

標準作成の手引

Standard making guidance

序文

この手引は、標準の作成方法を示すことによって、標準の体裁を明確化、統一化して読みやすくするとともに、標準作成作業の効率化を図ることを目的としている。

1 適用範囲

この手引は、原子力学会標準の様式及び作成方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格などは、学会標準を作成するための関連情報を含み、この手引に記載のない項目について使用することができる。これらの規格などは、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 4001 原子力用語

JIS Z 8002 標準化及び関連活動—一般的な用語

JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法

ISO/IEC 専門業務用指針第2部 “国際規格（IS）の構成及び作成の規則”

標準委員会規程

標準委員会運営内規

3 用語及び定義

この手引で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 4001** 及び **JIS Z 8002** によるほか、次による。

3.1

標準 standard

JIS Z8002 の 3.2 に定義される規格のうち、日本原子力学会標準委員会が制定するもの。

注記 標準には基準、指針がある。

3.1.1

基準 Code

設備、プロセス又はサービスに対する（性能）要求を満たすために、利用者が守るべき判断基準及び実施方法などを示す文書。

注記 基準として策定する標準の名称としては、〇〇実施基準、〇〇手順、〇〇評価手法などの例がある。

3.1.2

指針 guide

設備、プロセス又はサービスに対する（性能）要求を満たすために、利用者が守るべき基本的な考え方、推奨される判断の目安及び実施方法などを示す文書。

注記 指針として策定する標準の名称としては、〇〇の基本的考え方、〇〇基本手順、〇〇指針など

の例がある。

3.2

標準原案

標準委員会で制定されるまでの標準の案。

3.3

制定

標準原案に対する書面投票，公衆審査などの審議手続が終了し，標準委員会が最終的に標準として承認すること。

3.4

本体

標準の構成要素のうち，標準の名称，序文（あれば）及び最初の箇条から附属書の前の箇条までの部分。

注記 例，注記，注，式，図，表などを含む。

3.5

本文

箇条，細分箇条又は細別の構成部分の主体となる文章。

注記 例，注記，注，図，表などは含まない。

3.6

箇条

標準の内容を区分する最も基本的な構成要素で，文章，式，図，表などで組み立てて，一つのまとまった事柄を表すもの。

3.8

附属書

内容は，本来，標準の本体に含めてよい事柄であるが，標準の構成上，特に取り出して本体に準じてまとめたもの。

3.9

解説

標準の一部ではないが，本体，附属書に記載した事柄及びこれらに関連した事柄について説明するもの。

注記 解説は，標準の一部ではない。このため，本文を規定する形で本文には引用しない。（本文の理解を助けるために解説を参照することは可とする。）

4 標準策定の基本原則

4.1 一般事項

一般に，同様な標準が複数あってはならない。新しく作成する標準の適用範囲が，既存の標準と重複する場合には，互いに重ならないよう既存の標準を改定して明確に区別するか，又は廃止する。

4.2 配慮すべき事項

学会標準の策定に当たり，次に示す事項に配慮する。

- a) 標準の利用者は，誰か。標準の規定を実行するのは誰か。利用者の知識水準は，どの程度か。
- b) 標準の目的は，何か。利用者に何を要求するか。
- c) 標準を使用する上で，必要な情報が十分に与えられているか。また，外すべき不必要な情報を含んでいないか。

- d) 標準の内容を理解する上で、標準の構成及び記述が適切であるか。また、利用者の誤解を避けるためには、どうしたらよいか。

4.3 標準原案の作成手順

- a) 4.2の配慮のもとに、まず、目的及び適用範囲を明確にした上で、全体目次構成を検討する。
- b) 目次に沿って、記載項目を箇条書きする。これが標準の骨子となる。
- c) 箇条書きした記載項目ごとに、可能な限り多くの段落をたてて、後で変更、削除・組合せが容易となるように配慮することが望ましい。その後、各段落に内容の肉付けをし、項目を整理していく。これは、記載が重複していても、書きもらすよりはよいとの考えによる。
- d) 規定内容を本体・附属書（規定）に整理するとともに、補足事項を附属書（参考）に、説明事項を解説にまとめる。これが標準原案となる。

注記 c), d)の段階では、本体・附属書・解説の書き分けを気にせず、まずは技術的内容の妥当性の検討に注力するのがよい。その結果として、4.2の配慮のもとに、規定内容が決まってくる。

4.4 表及び図の利用

表及び図は、規定内容を分かりやすく示すのにふさわしい形式とする。

表は、一般に、文章だけよりは多くの情報を与えることができるが、理解を容易にするため、簡潔にして要を得たものとなるように、その構成には十分な注意を払う。

4.5 標準の審査

標準原案は、関係する専門部会及び標準委員会で審査する。

審査は、標準原案の構成、技術的内容、単位系、表・図の有用性、用語及び体裁などの詳細について行う。

5 基本的要求事項

5.1 実行可能であること

標準に規定する内容は、実行可能でなければならない。

5.2 具体的かつ明確であること

標準に規定する内容が余りに一般的であってはならない。可能な限り具体的、かつ明確に示すこと。（単なる解説であってはならない。）

5.3 必要以上に厳しい要求としないこと

標準に規定する内容は、目的を達成するために必要な事実に基づいたものとし、必要以上に厳しい要求をしないこと。

5.4 技術的に正確であること

標準に規定する内容は、技術的に正確なものとする。

5.5 完備すること

標準を利用するために必要な情報（事例、考え方を含む）を、本体、附属書に用意する。

5.6 分かりやすい表現とすること

標準に規定する内容は、理解が容易な分かりやすい表現とすること。また、利用者の誤解が生じないように配慮する。

5.7 整合を図ること

標準に規定する内容は、互いに整合を図らねばならない。また、直接関連する法令及び標準はもとより、

関係のある法令，標準及び引用している規格などの要求とも整合を図らねばならない。

5.8 広すぎないこと

標準の適用範囲が広すぎると，柔軟性を損なうおそれがある。標準に規定する内容が多分野にわたる場合には，別々の標準とするのが望ましい。

6 標準の構成

6.1 構成

標準の構成要素の例を表 1 に示す。各項目の詳細は箇条 7 による。

表 1—標準の構成要素の例

要素の区分	標準の構成要素 ^{a)}	参照箇条
参考的前付け要素	表紙	7.2.1
	まえがき	7.2.2, 7.2.3
	目次	7.2.9
	序文	7.2.10
一般的規定要素	名称	7.3.1
	適用範囲	7.3.2
	引用規格	7.3.3
技術的規定要素	用語及び定義	7.4.1
	要求事項及び推奨事項	7.4.3
	附属書（規定）	7.4.4
参考的補足要素	附属書（参考）	7.5.1
	参考文献	7.5.2
	索引	7.5.3
注 ^{a)} ゴシック体は必須事項を，明（みん）朝体は選択要素を示す		

6.2 附属書

附属書は，附属書（規定）及び附属書（参考）の 2 種類とする。通常，規定，参考の別に関係なく，本体で参照している順番に A,B,C・・・と付番し，記載する。附属書は本体，別の附属書，序文などで参照しなければならない。

7 標準の記載要領

7.1 一般事項

標準の記載要領は，次によるが，ここに記載していない書式，体裁などについては，JIS Z 8301 の附属書 K による。

標準作成時の留意事項は，附属書 A による。

7.2 参考的前付け要素

7.2.1 表紙

表紙には，標準の番号，学会のシンボルマーク，標準の名称，制定年（西暦年），出版年月，学会名称を

記載する。制定年は、標準委員会が承認した年とする。表紙の書式は、**附属書 B**による。

7.2.2 まえがき

まえがきは、標準制定の背景、標準の目的・意義、規定内容の概要などについて簡潔に記載する。改定版の場合は、主な変更点について記載する。制定又は改定の検討・審議の経緯を簡潔に記載する。

制定又は改定の経緯を示す次の定型文を記載する。

“この標準は、日本原子力学会が標準委員会〇〇専門部会〇〇分科会、同専門部会、同委員会での審議を経て制定したもので、・・・・・・を規定した標準です。”

7.2.3 英文のまえがき

通常、和文のまえがきの英訳とする。海外の読者を意識した記述の追加、変更をしてもよい。また、英文のまえがきの最終ページ下部に、日本語で制定年月日及び問い合わせ先（学会事務局の連絡先）を記載する。

7.2.4 免責条項

免責条項の考え方及び注意点を、参考的前付け要素として記載する。文面は、**附属書 C**による。

7.2.5 著作権

著作権の考え方及び注意点を、参考的前付け要素として記載する。文面は、**附属書 C**による。

7.2.6 委員長、部会長の言葉

標準委員会及び標準原案作成専門部会ごとに記載する。文面は、必要に応じ事務局が委員長、部会長に作成又は修正を依頼する。

7.2.7 標準委員会など委員の名簿

標準策定に関係した標準委員会などの委員名簿を記載する。具体的な記載要領は、**附属書 D**による。

7.2.8 標準利用上の注意点

標準利用上の注意点を、参考的前付け要素として記載する。文面は、**附属書 C**による。

7.2.9 目次

目次は、全体内容が理解できる程度の詳しさを細分化して記載する。

注記 一般に序文、本体の箇条と題名、附属書、解説を記載する。

7.2.10 序文

序文には、標準の目的を記載するが、要求事項を含めない。

7.3 一般的規定要素

7.3.1 標準の名称

標準の名称は、標準が規定している内容を適切かつ簡潔に示し、他の標準と明確に区別できるようにする。標準の種類にふさわしい名称を付ける（標準の種類については、**3.1**参照）。また、英文名称も記載する。

7.3.2 適用範囲

適用範囲には、標準の適用範囲、適用の制限などを規定するが、要求事項を含めない。適用範囲は、序文とともに、第三者が抄録として使えるように、簡潔・明りょうに書く。

7.3.3 引用規格

a) 標準の規定の一部を構成するために必要な **JIS** 規格、原子力学会標準、機械学会基準、電気協会規格、国際規格（EU 規格を含む）、外国国家規格（及びそれに準ずるもの）、法令（告示、指針）などを列記する。

規格以外に、他の標準、文献などを含めることができる。ただし、規定の一部を構成するので、本

体及び附属書（規定）の中で引用しているものに限定する。

IAEA Guide, IAEA safety standard, IAEA Tech. Report series, ICRU report, ICRP publication は、引用規格とはせず、参考文献とする。

引用規格の記載例を次に示す。

例 1 **JIS X 0807-2008** 電子文献の引用法

例 2 **AESJ-SC-P005-2008** 原子力発電所の高経年化対策実施基準

注記 本体又は附属書で、引用するときは

AESJ-SC-P005 (高経年化対策実施基準)

AESJ-SC-P005

AESJ-SC-P005 箇条 10.3

例 3 ISO 10648-1 (2005): Containment enclosures — Part 1: Design principles

注記 附属書（参考）及び解説で引用しているものを含めない。

- b) 標準はできる限り自己完結型とすることが望ましいが、全体又は詳細記述を簡略化する手段の一環として、他の標準、規格の引用（例 JIS 規格の試験方法、手順の引用など）は有効である。
- c) 標準委員会などは、引用する標準、規格の制定年を含めるかどうかを判断する。参照する標準と、参照される標準、規格との関係を検討し、参照される標準、規格の変更が、参照する標準の有効性に影響を与える場合には、参照される標準、規格の制定年を付記する。制定年を付記しない場合は、常に最新版を引用する。

7.4 技術的規定要素

7.4.1 用語及び定義

標準で用いる用語を理解するために必要な定義を規定する。用語は、**JIS Z 4001** によることを基本とする。標準で用いる用語が一般的でない場合、又は一般的な用語を標準の中で特別な意味で使用する場合に定義する。既に他の標準で定義されている用語を同じ意味で使用する場合は、重複、矛盾を避けるために引用することが望ましい（例 1, 例 2 参照）。

注記 定義した内容の追加説明及び補足説明は、注記とする。また、関連した詳細な説明は解説に記載する。

例 1 そのまま引用する場合

3.21 {用語} {定義・・・・・・(**JIS A 1108** 参照)}

例 2 修正して引用する場合

3.21 {用語} {定義・・・・・・(**JIS A 1108** 修正)}

法令（告示・指針を含む）から定義を引用する場合、数値・単位名を書換え（例参照）、法令名を注記する。

例 3 地表から深さ五十メートル以上の地下 → 地表から深さ 50m以上の地下

注記 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年一月十三日総理府令第一号）

定義は、説明ではなく、一般に置換えができる一つの句からなる。

7.4.2 略語

略語は、なるべく使わず、また、勝手に作らないようにすることが望ましい。既に定着している略語のように混乱のおそれがなく、むしろ記載の簡略化など標準の使いやすさにつながる場合には使用してもよい。略語の記載方法は、**JIS Z8301** による。

7.4.3 要求事項及び推奨事項

規定を表す言葉の表現形式は、JIS Z 8301:2008 の附属書 H による。指示又は要求、禁止、推奨、緩い禁止、許容、不必要、可能、不可能といった、要求事項の意味に応じた、適切な表現形式とする。

7.4.4 附属書（規定）

本体から、規定の一部を取り出してまとめる場合には附属書（規定）とする。

注記 附属書（規定）は規定であるが、附属書（参考）及び解説は、規定ではない。標準は、本体及び附属書（規定）だけで誤りなく履行できるようにする。

7.5 参考的補足要素

7.5.1 附属書（参考）

標準の理解又は利用を助けるための参考となる情報をまとめる場合には附属書（参考）とする。附属書（参考）にするのが望ましい例は、次のようなものである。

例 1 将来的には規定とするのが望ましい事項であるが、根拠となる裏付けデータ及び実績から判断して、規定とするには時期尚早のものを、考え方又は事例としてまとめたもの。

例 2 規定の運用に関して特に重要な事項に関するもの。例えば、利用者がこの規定を適用できるか否かの判断、結果の評価についての判断をするときに、理解を助けるもの。

例 3 利用者が規定を正しく理解し、運用するために参考となる適用事例。

例 4 一つのテーマについて見解・主張・思想をパッケージとしてまとめたもの。

注記 附属書（参考）は、規定ではなく、本体及び附属書（規定）での規定内容に関連する事柄を補足するためのものである。このことを明示するため、附属書の冒頭に“この附属書は規定の一部ではない。”といった旨の記述を加えてもよい。

7.5.2 参考文献

参考文献は、利用者が容易に入手できるものを対象とし、企業の報告書などの入手が困難な文献は引用してはならない。入手が困難な文献によって有効な情報が得られる場合は、標準の本体又は附属書のいずれかに含める。また、大学及び研究組織の紀要・年次報告書、又は講義ノート、委員会などの配付資料から引用する場合には、元の論文などがある場合は、それを引用しなければならない。

参考文献は、本体・附属書・解説ごとに“□□⁽¹⁾”、“××⁽²⁾”と該当箇所の右肩に両括弧付きの通し番号を付け、本体・附属書・解説それぞれの末尾にまとめて列記する。

参考文献の記載要領は、**附属書 F** を参照。

7.5.3 索引

索引は必要に応じて作成する。

例 利用者にとって目次が十分でない場合。

7.6 共通の規則及び要素

7.6.1 図

- a) 図の記載方法は、JIS Z 8301 による。
- b) 全ての図には、題名及び番号を付ける。
- c) 図を、参考文献から引用する場合： 参考文献番号及び引用した図の元の番号を注とする。

例 << 図 >>

注^{a)} 参考文献(1) の第3図

図 2—燃料集合体の断面図^{a)}**7.6.2 表**

- a) 表の記載方法は、**JIS Z 8301**による。
- b) 全ての表には、題名及び番号を付ける。
- c) 表を、参考文献から引用する場合： 参考文献番号及び引用した表の元の番号を注とする。

例

表 2—燃料集合体の要件^{a)}

<< 表 >>

注^{a)} 参考文献(1) の第 3 表**7.6.3 式**

- a) 式及び記号などの記載方法は、**JIS Z 8301**による。
- b) 変数として記号を使う場合は、イタリック体とし、文章、式、表、図の間で整合していなければならない。
- c) 長い式又は複雑な式は改行して書くが、簡単な式の場合は文中に書くことができる。

例 1 改行する場合

・・・温度依存性は

$$S_{CFM} = (C_{FM})(P_1/P_s)(293)(T_1+273) \quad (1)$$

例 2 文中に書く場合・・・温度依存性は、 $S_{CFM} = 2T_1$ となる。

- d) 式には、本体、附属書ごとに通し番号を付ける。

7.6.4 単位系

単位系は標準内で一貫して使う。通常は、SI 単位系を用いる。SI 単位系と従来単位系との両者を必要とする場合は、次に示す a)又は b)のいずれかによる。

- a) 本体、表、及び図において、通常は、SI 単位系による値の後に、従来単位系による値を括弧内に書く。式の場合には、SI 単位系の式と並行して従来単位系の式を示すが、式の中で混在させない。
- b) 表、図における SI 単位系と従来単位系との換算係数は、一般に注として示す。

7.6.5 注、注記及び例

注、注記及び例の記載方法は、**JIS Z 8301**による。

7.6.6 参照

標準の記載項目には、適切な番号、題名及び見出しを付け、参照できるようにする。記載項目の細分、細別の詳細及び相互参照の方法は、**JIS Z 8301**による。

図、表、附属書は、本文からの適切な参照のもとに導入する。

7.7 解説

解説のまとめ方は、**附属書 E**に示す。

8 標準発行上の配慮事項**8.1 関係組織**

標準の規定に関し、特定の関係者（例 技術者、製造者、所有者など）に、特別な役割（又は責任）を割り当てることがある。割り当てられる役割が、契約上担保される場合はよいが、契約にない役割を割り

当てることは、慎重にしなければならぬ。また、役割を特定の関係者に割り当てることは、標準を適用できる範囲（組織、施設など）を限定する危険性がある。契約関係にある関係者であっても、標準の規定に関して割り当てるべき明確な役割がない場合は、言及しない。

8.2 合意の原則

標準制定の合意を得るための手続又は決議の条件などは、標準の一部に記載しない。ただし、標準委員会などが必要と判断した場合には、まえがき、附属書（参考）、解説などに記載する。

8.3 商業上の配慮

商業設備、商標他の商業名称は標準に含めない。商業名称を保有する唯一の組織を参照する場合には、その組織の名称及び連絡先を注記で示す。特定の商品モデルの番号を示す場合には、“同等物”を追加して参照する。

8.4 著作権を有する資料の利用

他の組織が権利を有する情報を標準に組み込む場合は、引用元を明記する、許諾を得るなど、著作権に関わる法令などに従った対応を行う。

8.5 特許権を有する項目の参照

標準を作成するに当たり、特許項目の参照は、避ける。特許権を有する項目かどうか不明な場合は、特許庁のデータベースを参照するなどの方法によって確認する。

附属書 A (規定) 標準作成時の留意事項

序文

標準の体裁はその実効性に関係する。標準は、全ての利用者が同じ内容を理解できるよう作成すべきであり、そのため明確かつ簡潔であることが重要である。文法的な誤りは利用者の思考を中断して理解を遅らせる。また、誤記は標準の有効性を減少させる。造語、特定の産業にしか有効でない用語、口語的な用語、及び意味を曖昧にする単語は避けなければならない。この附属書には、標準の作成に当たって留意すべき事項を示す。

A.1 利用者の知識水準を考える

標準は内容を理解して活用してもらうことが第一の目的である。この場合、考えなければならないことは、誰が標準を利用するか、利用者の知識上の水準はどの程度であるかなどである。ほとんどの技術雑誌は、大学1年生の能力レベルを前提としている。標準の利用者には、ある程度の知識水準、背景となる知識があると仮定するが、それを前提とすることはできない。標準の主な利用者には、その道の専門家もいれば素人もいと考えるなければならない。一般的な利用者にとって使いやすい標準となるよう配慮しなければならない。

A.2 用語や表現は統一的に使う

概念・解釈の混乱が生じ、利用者に誤解を与えるおそれがないよう、ある用語及び表現を決めその概念を確定したなら、その標準内で一貫して統一的に使う。最初に定義した用語を別の同意語及び言い方で置き換えない、類似の言い換えをしない、余分な語句を入れない。例えば、標準の前半で“硝酸沸騰試験”を使い、標準の後半では“Huey テスト”を使うと利用者に誤解を与える。ある項目で、“粒子カウンタ”の用語を使い、次にこれを“カウンタ”、その後“計測器”と呼ぶことは適切でない

A.3 同意語の慎重な使用

同意語は、慎重に使用する。

同音異義の用語、多義性のある用語は、なるべく使わない。

”安全”、”評価する”、”保守的”などの用語を使う場合は、できるだけ具体的な内容、方法などを記載する。

A.4 分かりやすく書く

文章の書き方、用字、用語、記述記号及び数字の表現は、JIS Z8301 の附属書 G による。その他、次に注意して分かりやすく書く。

- a) 主語、述語、目的語の関係を明確にした上で、できるだけ短い文章で、明解・簡潔に記述する。
- b) 繰り返し及び冗長を避ける。同じことを何度もいわないほうが、利用者は理解しやすい。例え強調を意図する場合でも、冗長な表現は避ける。
- c) 受身表現は、主語が曖昧となり規定を表現するには適切ではないため、使用を避ける。

- d) 形容詞及び副詞は、慎重に使う。形容詞及び副詞は、文意を明確にする反面、不適切な使用・多用は逆に意味を不明りょうにすることがあるため注意する。例えば、“急速な応答セクタ”とあった場合、“急速”とはどれほどを急速というのか、また、試験の“適当な方法”は、もし“適当”という用語の定義がなければ適当の意味が不明確になる。このような場合は、正確な定義を与えるか、具体的な表現に改める。“適切な”も同様である。
- e) 日本語表現の特徴として、形容詞、副詞などの修飾語は被修飾語の直前に置かないと、複数の文意が生じて誤解を生むおそれがある。また、語順によっても修飾関係が変わりうるので、同じことをいうにしてもできるだけ誤解されないような語順とする（例 参照）。
- 例** ” 系統的に使用済燃料が破損しない” → ” 使用済燃料が、系統的に破損しない”

A.5 図、表、式の見やすさを工夫する

引用規格及び参考文献から引用する図は、安易に切り貼りすべきではない。大きさの統一も必要である。説明がなければ理解できないようなものは引用しない。また標準の内容に合わせて、関係のない記載情報を省略し、統一するよう図の説明、軸の目盛りなどは書き直すことが望ましい。なお記載情報の省略は、標準にとって不利な情報を故意に落とすことになりかねないので注意する。

A.6 その他

“自動箇条書モード”は、便利ではあるが、編集集中に番号ずれなどの不具合を生じるので、使用しない。ただし、ページ番号は“ヘッダ”又は“フッタ”で自動付番してもよい。

附属書 B (規定) 表紙の書式

序文

この附属書（規定）は、標準の表紙の書式を定めることによって、日本原子力学会標準のイメージを統一することを目的とする。

B.1 表紙の様式

表紙の様式は、**図 B.1** のとおり。左肩に標準の番号，右肩に学会のロゴマークを記載し，中段中央から，“日本原子力学会標準”の文字，標準の名称，制定年月，“一般社団法人 日本原子力学会”の文字を記載する。

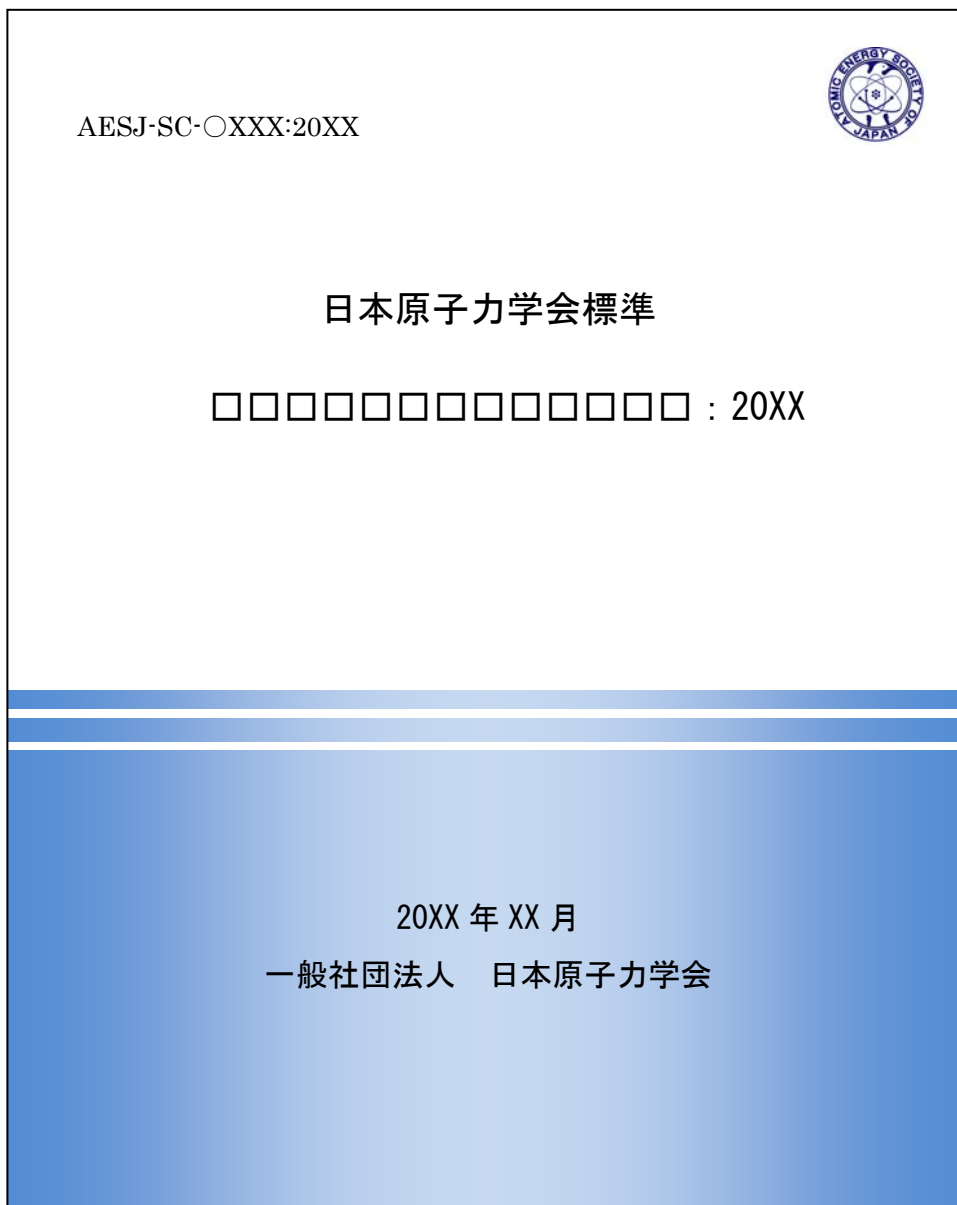


図 B.1—表紙の書式

附属書 C (規定) 定型文

序文

この附属書は、7.2 に規定した 7.2.4 免責条項, 7.2.5 著作権, 7.2.8 標準利用上の注意点に記載する定型文を定める。

C.1 免責条項に関する定型文

免責条項に記載する定型文は、図 C.1 とする。

C.2 著作権に関する定型文

著作権に記載する定型文は、図 C.2 とする。

C.3 標準利用上の注意点に関する定型文

標準利用上の注意点として記載する定型文は、図 C.3 とする。

免責条項

この標準は、審議の公正、中立、透明性を確保することを基本方針とした標準委員会規約に従って、所属業種のバランスに配慮して選出された委員で構成された委員会にて、専門知識及び関心を有する人々が参加できるように配慮しながら審議され、さらにその草案に対して産業界、学界、規制当局を含め広く社会から意見を求める公衆審査の手続きを経て制定されました。

一般社団法人日本原子力学会は、この標準に関する説明責任を有しますが、この標準に基づく設備の建設、維持、廃止などの活動に起因する損害に対しては責任を有しません。また、この標準に関連して主張される特許権及び著作権の有効性を判断する責任もそれらの利用によって生じた特許権や著作権の侵害に係る損害賠償請求に応じる責任もありません。そうした責任は全てこの標準の利用者にあります。

なお、この標準の審議に規制当局、産業界の委員が参加している場合においても、この標準が規制当局及び産業界によって承認されたことを意味するものではありません。

Disclaimer

This standard was developed and approved by the Standards Committee of AESJ in accordance with the Standards Committee Rules, which assure fairness, impartiality, and transparency in the process of deliberating on a standard. The Committee is composed of individuals who are competent or interested in the subject and elected, keeping the balance of organizations they belong in the subject, with their professional affiliations well-balanced as specified in the Rules. Furthermore, the standard proposed by the Committee was made available for public review and comment, providing an opportunity for additional input from industry, academia, regulatory agencies and the public-at-large.

AESJ accepts the responsibility for interpreting this standard, but no responsibility is assumed for any detriment caused by the actions based on this standard during construction, operation, or decommissioning of facilities. AESJ does not endorse or approve any item, construction, device or activity based on this standard.

AESJ does not take any position with respect to the validity of any patent rights or copyrights claimed in relation to any items mentioned in this document, nor assume any liability for the infringement of patent rights or copyrights as a result of using this standard. The risk of infringement of such rights shall be assumed entirely by the users.

The Committee acknowledges with appreciation the participation by regulatory agency representatives and industry-affiliated representatives, whose contribution is not to be interpreted that the government or industry has endorsed this standard.

図 C.1—免責条項に関する定型文

著作権

文書による出版者の事前了解なしに、この標準のいかなる形の複写・転載も行ってはなりません。

この標準の著作権は、全て一般社団法人日本原子力学会に帰属します。

Copyright

No part of this publication may be reproduced in any form without the prior written permission of the AESJ.

Copyright © 2009^{a)} Atomic Energy Society of Japan

All Rights Reserved.

注^{a)} この出版年は例示である。なお、出版年は、印刷工程によっては制定年と異なる場合がある。

図 C.2—著作権に関する定型文**標準の利用にあたって**

標準は対象とする技術、活動又は結果の仕様についての関係者のコンセンサスを規定しているものです。標準にはこうあるべきという義務的事項の他、こうあってもよいとして合意された非義務的な事項も含まれています。しかし、標準は、対象としている技術、活動又は結果の仕様について、規定している以外のものを排除するものではありません。

また、標準が規定のために引用している他の規格・標準は、記載された年度版のものに限定されます。標準は全体として利用されることを前提に作成されており、公式な解釈は標準委員会が行います。標準委員会はそれ以外の解釈については責任を持ちません。標準を利用するにあたってはこれらのことを踏まえてください。

なお、標準委員会では、技術の進歩に対応するため、定期的に標準を見直しています。利用にあたっては、標準が最新版であることを確認してください。

図 C.3—標準利用上の注意点に関する定型文

附属書 D (規定) 委員名簿の作成方法

序文

この附属書は、標準に記載する委員名簿の作成方法を規定する。

D.1 対象範囲

対象となる委員会は、標準委員会、当該の専門部会、標準原案を作成した分科会（及び作業会）とする。また、記載する対象者は、委員、当該標準の作成期間に退任した委員、常時参加者とし、傍聴者は除く。

D.2 名簿に記載する対象者

名簿に記載する対象者は、次による。

a) 標準委員会名簿

名簿に記載する標準委員会委員は、標準制定を決議した時の委員とする。標準原案が初めて標準委員会に報告（例えば、中間報告）され、審議を開始した時点以降に委員として委員会に在籍し、標準制定時に既に退任していた者は、旧委員として記載する。

b) 専門部会名簿

名簿に記載する専門部会委員は、当該標準を最後に審議した時（例えば、標準制定を決議した標準委員会の直前の専門部会開催時）の委員とする。標準原案の策定作業開始について審議した時（例えば、分科会設置の決議をした専門部会開催時）以降に委員として専門部会に在籍し、当該標準を最後に審議した時に既に退任していた者は、旧委員として記載する。

c) 分科会（及び作業会）

名簿に記載する分科会（及び作業会）委員は、当該標準を最後に審議した時（例えば、公衆審査意見への回答を審議した分科会開催時）の委員とする。標準原案の策定作業開始以降に委員として分科会（及び作業会）に在籍し、当該標準を最後に審議した時に既に退任していた者は、旧委員として記載する。

d) 常時参加者

標準委員会などの常時参加者については、それぞれの名簿記載時点で登録されている者で、本人が希望する場合には掲載する。既に登録を解除した者は、特に標準作成に貢献が大きかった者を除き、通常記載しない。

D.3 記載内容

名簿に記載する項目は、委員会名称、名簿作成日付、役職（委員長、副委員長、幹事、委員など）、氏名、所属名とする。所属名は、名簿に記載した日付の時点で所属していた機関の名称とするが、既に委員を退任した者については委員退任時に所属していた機関の名称とする。また、機関に所属していない委員などについては、過去に所属していた機関の名称の前に”元”と付けて記載する。

名簿の記載様式は、**図 D.1** による。

標準委員会，専門部会，分科会 委員名簿

標準委員会

(順不同，敬称略)
(20XX年X月XX日現在)

委員長	□□	□□ ^{a)}	□□□□□□□□□□□□ ^{b)}				
副委員長	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
幹事	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□
委員	□□	□□	□□□□□□□□□□□□		委員	□□	□□ □□□□□□□□□□□□

旧委員

□□ □□^{a)} (□□□□□□□□□□□□^{b)}， □□ □□^{a)} (□□□□□□□□□□□□^{b)}

常時参加者

□□ □□^{a)} (□□□□□□□□□□□□^{b)}， □□ □□^{a)} (□□□□□□□□□□□□^{b)}

注 ^{a)} 氏名を記載する。
^{b)} 所属名を記載する。

図 D.1—標準委員会などの名簿記載様式

附属書 E (規定) 解説のまとめ方

序文

この附属書は、解説のまとめ方を記載する。

E.1 解説のまとめ方

解説は、標準の一部ではなく、標準の理解を助けるために標準の内容及び標準に関連する情報について説明するものである。したがって、本体、附属書（規定）で規定していない要求事項、要求事項に関する詳細事項などを規定のような形で解説に記載してはならない。また、利用者が標準を使用するに当たって、参考となるような事例、手法といったものは、解説ではなく附属書（参考）としてとりまとめる。

E.2 解説の構成

解説に記載する事項は、JIS Z8301 に準ずる。利用者の理解を助けるため、必要に応じて規定要素に関する解説を記載してもよい。

例 解説の一般的な構成及び記載内容の例

序文 “この解説は、本体及び附属書に記載した事柄並びにこれらに関連した事柄を説明するものであり、標準の一部ではない。” を記述する。

- 1 制定、改定の趣旨** まえがきの記載をうけて、社会的、技術的な背景など、標準の制定、改定に関する背景をより詳細に説明する。
- 2 制定、改定の経緯** まえがきの記載をうけて、制定、改定の経緯を説明する。
- 3 審議中問題となった事項など** 標準原案の作成及び審議中に、意見が分かれた事項、今後反映すべき事項など、利用者の理解、又は将来の改定に役立つと考えられるものについて、最終的な判断の根拠なども含めて記載する。
- 4 適用範囲について** 本体の 1 をうけて、必要に応じ、適用範囲の詳細な説明をする。関連する法令（告示及び通達を含む。）などがある場合には、この標準との関係について記載する。
- 5 本体、附属書の解説** 本体、附属書に記載した事項のうち、特に理解が難しいものに関する補足の説明、設定値の根拠、国内法規・外国規格との比較などについて記載してもよい。改定の場合は、その内容について記載するとよい。
- 6 懸案事項** 特に記載すべき懸案事項がある場合に記載する。例えば、将来的には規定とするのが望ましい事項であるが、根拠となる裏付けデータ及び実績から判断して、規定とするには時期尚早のものを、附属書（参考）としたような場合には、規定とするのに足りない部分を懸案事項として示しておくともよい。
- 7 その他の事項** 周辺技術の説明など、その他に特に記載した方がよい事項がある場合に記載する。

附属書 F (規定) 参考文献の記載要領

序文

この附属書（規定）は、参考文献の記載要領を規定する。

F.1 参考文献の記載要領

通常、文献の著者名、論文名を入れる。

著者名は氏名(姓と名)を省略しないで記載する。欧文では given name, (Christian name), family name の順に記載する。著者名が 3 名までは、全員の氏名を記載するが、連名著者が 4 名以上の場合は 3 名までの著者名を記し、*et al.* 又は “他” として省略してもよい。

ページ数は巻ごとの通しページを書き、通しページでない場合には必ず号数を入れる。

レポートを引用する場合、なるべく発行機関名も記入する。

ISBN などの番号がある場合は発行年の前に記載する。

参考文献の書式は、雑誌名・書名・レポート名・プロシーディング名はイタリック体、巻数はボールド体とする。

F.2 望ましい記載例

a) **雑誌** 著者名, “論文名”, 雑誌名, 巻数, ページ, 発行年の順とする (例 1, 例 2 参照)。

例 1 (1) A. Yamamoto, M. Tatsumi, N. Sugimura, "Numerical solution of stiff burnup equation with short half lived nuclides by the Krylov subspace method", *J. Nucl. Sci. Technol.*, **44**[2], 147-154 (2007).

例 2 (2) 田中康夫他: “放射性廃棄物処分地における伏流水の解析”, 日本原子力学会誌, 42, 178 (2000).

b) **単行本** 著者名, 書名, (編者,) 出版者, 出版地, ページ, ISBN など番号(あれば), 発行年の順とする (例 3, 例 4, 例 5, 例 6 参照)。

例 3 (3) W. M. Stacey, *Nuclear Reactor Physics*, John Wiley & Sons, New York, 437-448, ISBN 9780471391272 (2001).

例 4 (4) 小林近似, 原子炉物理, コロナ社, 東京, 557-627, ISBN 978-4-339-06583-1 (1995)

例 5 (5) 高木隆司: “渦糸の理論”, 物理学最前線 21, 大槻義彦編, p. 1, 共立出版, ISBN 4-320-03253-5 (1988)

例 6 (6) 長谷川正義, 原子炉材料ハンドブック, 長谷川正義, 三島良績編, 日刊工業新聞, 東京, 662 (1977)

c) **レポート** 著者名, レポート名, レポート番号, 発行機関, 発行年の順とする (例 7, 例 8, 例 9, 例 10 参照)。

例 7 (3) K. Okumura, *High Speed Three-dimensional Nodal Code for Vector Computers*, JAERI-Data/Code 98-025, Japan Atomic Energy Research Institute, (1998).

例 8 (8) 三枝利有他: “使用済燃料の原子力発電所構内キヤスク貯蔵技術の評価”, 電力中央研究所 総合報告, U27, 電力中央研究所, (1993).

例 9 (9) JMTR 試用期間照射報告書, 第 4 部ジルコニウムその他の材料”, JAERI-M5648, (1974).

例 10 (10) 原子力発電技術機構, “金属キャスク貯蔵技術確証試験”, 平成 14 年度リサイクル燃料資源貯蔵技術調査, 原子力発電技術機構, (2004).

d) **プロシーディング** 著者名, “論文名”, プロシーディング名, 開催地, 開催年月日, 巻数, ページ, ISBN など番号(あれば), 発行年の順とする (**例 11**, **例 12** 参照)。

例 11 (4) K. Ishitani, Y. Yamane, A. Uritani, S. Shiroya, "Measurement of eigenvalue separation by using position sensitive proportional counter", *Proc. Int. Conf. on Physics of Reactors (PHYSOR96)*, Mito, Japan, Sept. 16-20, 1996, E161-E170 (1996).

例 12 (12) 辻博之, 伊藤大一郎, 藤波幸一, 他, “E-52~54 コンクリートキャスクの実規模除熱性能試験(1)~(3)”, 日本原子力学会 2003 年秋の年会 予稿集, 静岡, 2003 年 9 月 24~26 日, 第二分冊, 331-333(2003).